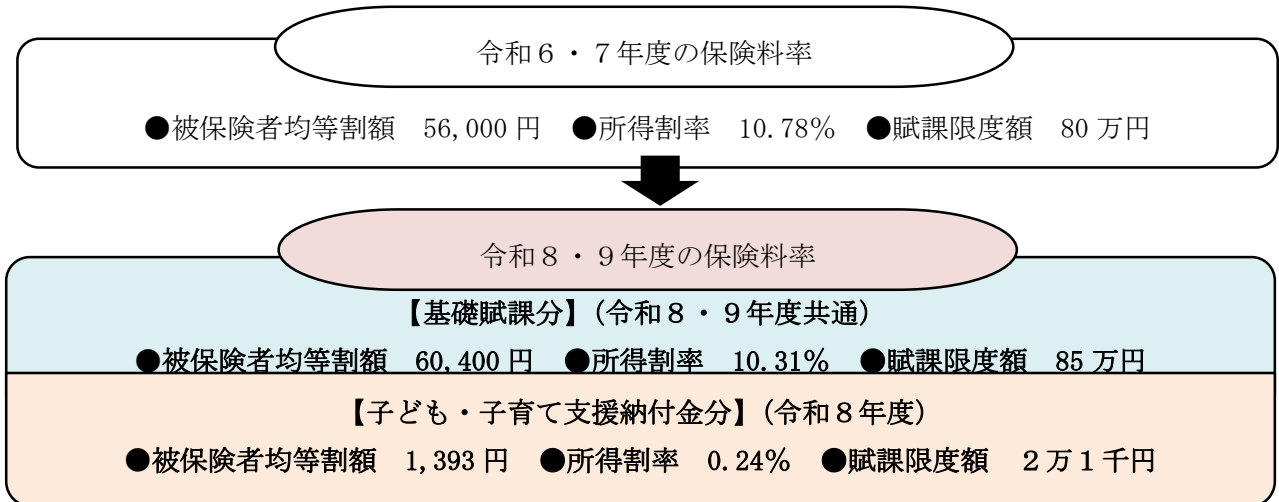


## 後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率が決まりました 令和8年度から子ども・子育て支援金が始まります

後期高齢者医療制度の保険料率については、法律に基づき、2年に一度見直しを行うこととなっています。

令和8・9年度の保険料率については、基金を活用したうえで、以下のとおり見直しました。高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。将来に渡って、安定した制度運営を行い、被保険者の皆さまに安心して医療を受けていただくため、ご理解をお願いいたします。

また、令和8年度からは子ども・子育て支援金制度が始まります。子ども・子育て支援金制度は、全ての世代や企業から拠出された支援金を、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。



令和8年度の個々の保険料額につきましては、前年(令和7年)中の所得が確定した後、基礎賦課分及び子ども・子育て支援納付金分それぞれで計算が行われ、次の方法により7月初旬に決定する予定です。

### ★令和8年度の保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

$$\begin{array}{l} \text{基礎賦課分} \\ \text{(賦課限度額 85万円)} \end{array} = \left[ \begin{array}{l} \text{被保険者均等割額} \\ \text{60,400円} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{賦課基準額} \times 10.31\% \end{array} \right]$$

$$\begin{array}{l} \text{子ども・子育て} \\ \text{支援納付金分} \\ \text{(賦課限度額 2万1千円)} \end{array} = \left[ \begin{array}{l} \text{被保険者均等割額} \\ \text{1,393円} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{賦課基準額} \times 0.24\% \end{array} \right]$$

$$\text{1人あたりの年間保険料} = \text{基礎賦課分} + \text{子ども・子育て支援納付金分}$$

○ 賦課基準額とは、総所得金額等(被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額)から基礎控除額(43万円)を差し引いた金額です。

◆被保険者均等割額軽減対象者の基準が広がります

被保険者均等割額は、同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計が、下記を満たす場合に軽減される仕組みとなっています。5割・2割軽減対象者の基準が広がりました。

また、基礎賦課分及び子ども・子育て支援納付金分それぞれの被保険者均等割額で軽減が適用されます。

(基礎賦課分 = (基)、子ども・子育て支援納付金分 = (子))

軽減の割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額 (※1)	
		改正前 (令和7年度)	改正後 (令和8年度以降)
7割	(基) 16,912円 ※2 (子) 417円	43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数(※1) - 1) 以下	変更無し
5割	(基) 30,200円 (子) 696円	43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数(※1) - 1) + (30.5万円 × 被保険者数) 以下	43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数(※1) - 1) + (31万円 × 被保険者数) 以下
2割	(基) 48,320円 (子) 1,114円	43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数(※1) - 1) + (56万円 × 被保険者数) 以下	43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数(※1) - 1) + (57万円 × 被保険者数) 以下
軽減無し	(基) 60,400円 (子) 1,393円	上記以外の方	変更無し

※1 総所得金額等の合計額とは、前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額です。

給与・年金所得者数とは、給与収入が55万円を超える又は公的年金等収入が125万円(65歳未満の方は60万円)を超える世帯主及び被保険者の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

※2 令和8・9年度の基礎賦課分に係る7割軽減対象者に対しては、更に0.2割の軽減を行います。

●軽減判定の注意点

- ・65歳以上で公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。
- ・事業所得の必要経費に専従者給与は入らず、事業主の所得は専従者控除前の所得で計算します。(専従者給与所得は専従者本人の給与所得から除外します)
- ・譲渡所得の特別控除は適用されませんが、雑損失の繰越控除は適用されます。